

第46期 報告書

(平成23年10月1日から平成24年9月30日まで)

株主の皆様へ



株主の皆様には格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
第46期報告書をお届けするにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

さて、当社の会計事務所事業部門では、栃木本社、システム開発研究所、東京本社及び全国で56都市に設置するSCGサービスセンター並びに9都市に設置する統合情報センターを拠点として、TKC全国会が掲げる重点活動テーマ（1. 中小企業の経営力・資金調達力の強化を支援する 2. 適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する 3. 会計事務所の業務品質と経営効率のさらなる向上を図る）の達成を支援するため、財務会計システムと税務情報システムの充実、会計事務所の関与先企業を対象とするFXシリーズ等の自計化システムの充実と努めるとともに、連結会計、連結納税、国税と地方税の電子申告等のシステムの普及による会計事務所市場の拡大、中堅・大企業市場の開拓、並びに法科大学院向けの教育学習支援システムの普及等に努めてまいりました。

また、当社の地方公共団体事業部門においては、栃木本社及び全国で11都市に設置する営業所を拠点として、顧客市町村の税務と住民基本台帳に係る基幹業務システムを充実するとともに、最新のICT（情報通信技術）を高度に活用しながら、ASPサービスを中心に電子自治体構築のための支援を強化してきました。また、その一方で少子高齢化社会に対応した教育・福祉・介護等に係る制度改正も進められており、これらにも積極的に対応して、営業地域の拡大とコンサルティング・サービスの充実と努めてまいりました。

その結果、当期における当社連結グループの経営成績は、売上高53,387百万円（前期比0.5%減）、営業利益6,222百万円（前期比19.3%増）、経常利益6,431百万円（前期比18.6%増）、そして当期純利益3,112百万円（前期比3.7%増）となりました。

これに伴い、期末配当金につきましては、1株につき22円とさせていただきます。

第47期につきましても、会計事務所と地方公共団体に対するコンピュータ・サービスに専門特化しながら、最新の情報通信技術を積極的に活用し、お客様のご事業を成功に導く新しいソフトウェア製品の開発とサービスの一層の充実を図ってまいります。

つきましては、株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年12月

代表取締役社長 角 一幸

目次

株主の皆様へ	1
会社の現況	2
連結貸借対照表	16
連結損益計算書	17
連結株主資本等変動計算書	18
連結注記表	19
会社概要	23
役員 の 状 況	24
株主MEMO	25

本社ビル



会社の現況

事業の経過及びその成果

1. 当社事業の専門性

当社は、昭和41年10月の創業から今日まで、一貫してわが国の会計事務所（税理士事務所、税理士法人及び税理士業務に従事する公認会計士事務所）に対する情報サービスと、地方公共団体（市区町村等）に対する情報サービスの2つの分野に専門特化し、わが国の情報産業界において独自の地位を築いてまいりました。

今日、当社の情報サービスは、次のようなものとなっています。

- ① TKC統合情報センター（全国9都市）によるコンピュータ・サービス
 - 1) 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス
 - 2) データストレージ・サービス
 - 3) ダウンロード・サービス
- ② TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピュータ・サービス
 - 1) インターネット・サービス
 - 2) イン트라ネット・サービス
 - 3) クラウド・コンピューティング・サービス
 - 4) データベース・サービス
 - 5) データストレージ・サービス
 - 6) データバックアップ・サービス
 - 7) データセキュリティ・サービス
- ③ パソコンまたはクライアント・サーバに搭載するソフトウェアの開発提供
- ④ 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売
- ⑤ 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス
- ⑥ ユーザに対する総合的な教育研修サービス

2. 当社グループの通期業績の推移

株式会社TKC及びその連結子会社等4社を含む連結グループの当期における経営成績は、売上高が53,387百万円（前期比0.5%減）、営業利益は6,222百万円（前期比19.3%増）、経常利益は6,431百万円（前期比18.6%増）、当期純利益は3,112百万円（前期比3.7%増）となりました。

当期の売上高は前期と比較して僅かに減少しましたが、営業利益・経常利益・当期純

利益は前期実績を超える結果となりました。その要因は地方公共団体事業部門において、住民基本台帳法改正をはじめとする法制度改正等に対応したシステム改修に係る売上高が前期と比較し大幅に増加したことによります。

当期における部門別の売上高等の推移は以下のとおりです。

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

- ① 会計事務所事業部門における売上高は38,122百万円（前期比0.6%減）、営業利益は4,545百万円（前期比20.4%増）となりました。なお、営業利益の増加率が高い理由は、東日本大震災で被災した顧客を支援するため、前期に実施したコンピュータ・サービス料金等の無償化や見舞金の支払い、並びに日本赤十字社等に対する義捐金の支出が、当期においては無かったことによるものです。
- ② TKC会員事務所向けのコンピュータ・サービス売上高は、前期比0.4%減となりました。これは、これまでTKC情報センターのホストシステムから出力していた「元帳」を、会計事務所ですべて利用する「オフィスマネジメントシステム（OMS）」からの出力を可能としたことに伴い、ホストシステムからの「元帳」の出力が減少したことによります。一方、「統合型会計情報システム（FX4クラウド）」をはじめとするクラウド・コンピューティング・サービス売上高が伸長し、ホストシステム出力帳表の減少をカバーしています。
- ③ 会計事務所の関与先企業向けの自計化システムに係るソフトウェアレンタル売上高は前期比4.6%増となりました。これは、一般法人向けの「戦略財務情報システム（FX2）」やFX4クラウドの受注が堅調であったこと、平成24年4月施行の社会福祉法人の新たな会計基準に対応したシステムの利用法人数が増加したこと等によるものです。
- ④ システムコンサルティング売上高は前期比17.1%増となりました。これは、FX4クラウドの立上支援料収入が増加したこと、平成24年1月より運用を開始した「OMS用TISCバックアップサービス」について、東日本大震災の発生以降「情報セキュリティ」と「事業継続性（BCP）」の確保に関する関心の高まりから、多くの会員事務所より当サービスの申し込みがあったこと等によるものです。
- ⑤ TKC会員事務所及びその関与先企業向けのパソコン、サーバ等のハードウェア売上高は、前期比15.0%減となりました。これは、従来C/S方式で提供してきたFX4をクラウド方式で運用するFX4クラウドに変更し、サーバ等のハード

ウェアの販売を停止したこと、並びにO M Sを平成24年10月からクラウド化することに伴い、T K C会員事務所向けのサーバ等のハードウェアの受注が減少したことによるものです。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

- ① 地方公共団体事業部門における売上高は12,087百万円（前期比1.3%増）、営業利益は1,579百万円（前期比12.2%増）の業績となりました。なお、営業利益が大幅に増加した理由は、市町村向けシステムの改修に係る売上高が前期と比較して大幅に増加したにもかかわらず、そのシステム開発業務を内製化することができたことによります。
- ② 市町村向けのコンピュータ・サービス売上高は、前期比5.1%減となりました。これは、市町村合併等により顧客市町村数が減少したことによるものです。
- ③ 市町村向けのA S Pサービス売上高は、前期比16.2%増となりました。これは、地方税電子申告に関連するA S Pサービスが平成23年4月から稼働開始したことによるものです。
- ④ 市町村向けのソフトウェア製品売上高は、前期比48.4%増となりました。これは、住民基本台帳法改正をはじめとする、法制度改正等に伴うシステム改修業務が前期と比較して大幅に増加したことによるものです。
- ⑤ コンサルティング・サービス売上高は、前期比70.9%減となりました。これは、平成23年1月から開始された地方税電子申告の「国税連携サービス」に関し、前期に690団体に対して初期導入コンサルティング業務を行いました。これが終了したことによるものです。

(3) 印刷事業部門（子会社：東京ラインプリンタ印刷株式会社）の売上高の推移

- ① 印刷事業部門における売上高は3,177百万円（前期比4.9%減）、営業利益は90百万円（前期比264.6%増）の業績となりました。なお、営業利益の増加率が高い理由は、積極的な内製化への取り組みにより前期と比較して外注費の抑制ができたことによります。
- ② ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比5.4%減となりました。これは、ビジネス帳票の需要減退を背景に受注数量が減少したことによるものです。
- ③ D P S（データプリントサービス）関連商品の売上高は、前期比1.2%の減少となりました。

3. 会計事務所事業部門の事業内容と経営成績

当社の会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的の「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」に基づいて、当社の顧客である税理士または公認会計士（以下、T K C会員）が組織するT K C全国会（平成24年9月30日現在の会員数10,243名）との密接な連携のもとで事業を展開しています。

（注）T K C全国会については、『T K C全国会のすべて』またはT K Cグループホームページ（<http://www.tkc.jp/>）をご覧ください。

(1) T K C全国会の重点活動テーマ

T K C全国会は、平成25年12月までの統一行動テーマとして「いまこそ、社会の期待に応えよう！ ～めざせ！中小企業のビジネスドクター～」を掲げ、以下の重点活動テーマと行動指針を決定し、全国で20のT K C地域会とともに積極的な活動を展開しています。

① 重点活動テーマ

- 1) 中小企業の経営力・資金調達力の強化を支援する
- 2) 適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する
- 3) 会計事務所の業務品質と経営効率のさらなる向上を図る

② 行動指針

- 1) 経営者の計数管理能力向上に向けた自計化の推進
- 2) 継続MA Sシステムを活用した経営助言の実践
- 3) 記帳適時性証明書の決算書への添付件数拡大
- 4) 「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」への準拠
- 5) 巡回監査支援システムの活用による巡回監査の質的向上
- 6) 巡回監査に基づく書面添付の実践件数拡大
- 7) O M Sのフル活用による事務所管理体制の構築
- 8) 関与先のトータル・リスク管理指導

これらの活動は、わが国の中小企業の健全な発展のために、経済産業省殿及び中小企業庁殿、並びに金融庁殿などが実施する施策に対応したもので、厳しい経済状況のなかで、「中小企業が自ら勝ち残ることができる企業力（戦略的経営力）」の強化を支援することを目的として実施しているものです。T K C全国会では、これらの重点活動テーマ

をより効果的かつ組織横断的に推進していくため、平成24年7月に委員会等を再編成し、より積極的な活動を開始しています。

当社では、こうしたTKC全国会の活動が日本の中小企業の生き残りへと健全な発展へとつながり、またTKC全国会の社会的認知度の向上にもつながるものと認識し、システムの拡充及び人的支援などを積極的に行ってまいります。

(2) 高まる社会からの税理士への期待

平成24年6月21日、中小企業経営力強化支援法（「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」）が成立しました。この法律の目的は、①中小企業の経営力強化を図るため、中小企業に対する経営支援の担い手として「経営革新等支援機関」を認定してその活動を後押しする、②中小企業の海外展開を促進するため、中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置を講ずる、となっています。

ここで注目すべきは、「中小企業支援事業の担い手の多様化・活性化」として「既存の中小企業支援者に加え、金融機関、税理士・税理士法人等の支援事業を行う者の認定を通じ中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現する」とされ、その担い手として「税理士」が明示されたことにあります。このことは、これまで「税務と会計の専門家」とされてきた税理士を、「経営支援の担い手」として認定したことを意味しています。

さらにこの法律が求める経営支援の基盤となるのが、中小企業の財務経営力・資金調達力の向上に資する会計ルールである中小会計要領（「中小企業の会計に関する基本要領」）（平成24年4月公表）です。この普及と定着の推進においても税理士への期待が寄せられています。

TKC全国会では、平成24年7月に新設した中小企業支援委員会を中心として、TKC会員の「経営革新等支援機関」への認定申請を促進するとともに、中小会計要領推進プロジェクトを中心として、全会をあげて中小会計要領の普及と活用へ積極的に取り組んでいます。

(3) 「中小企業の経営力と資金調達力の強化を支援する」ための活動

① 「FXシリーズ」と「継続MASシステム」の推進

国は中小企業経営者に対して、「自らの経営状況（P/L、B/S等）や資金繰りへの説明能力を高める」と「期中管理（経営計画や資金繰り計画の作成等）」の実施を求めています。このことは、まさにTKC全国会が長年にわたり推進して

きた中小企業支援の諸活動と軌を一にしています。

当社では、中小企業経営者を支援するツールとして、自社の経営状況をタイムリーに把握するとともに経営改善計画の実施状況に関するモニタリングを支援するFXシリーズの普及促進と、経営改善・経営革新計画（中期経営計画）と次期経営計画（短期予算）の策定を支援する継続MASシステムの利用拡大に注力しています。当期においては、前期に引き続き重点事務所に対する「自計化推進会議」の開催支援や関与先企業への同行訪問による利用促進活動を実施しました。

平成24年9月30日現在、FXシリーズは15万超の関与先企業で利用され、継続MASシステムは6,772事務所（前期比101.4%）に利用されています。

② TKC全国会が行う「TKC経営改善計画策定支援サービス」に対する支援

TKC全国会では、中小企業金融円滑化法の施行を受けて平成22年10月1日に「TKC経営改善計画支援プロジェクト」を発足させ、金融機関と連携した中小企業の経営改善支援活動を行ってきました。この活動を通じて、TKC全国会は全国158金融機関（平成24年9月30日現在）との業務提携を行い、全国の提携金融機関に対する「役職員向け研修会」や、金融機関が主催する「企業向けセミナー」への講師派遣、金融機関の取引先に対する「経営改善計画の策定支援」等を積極的に展開しています。

当社ではこのようなTKC全国会の活動を積極的に支援しており、当期においては人的支援のほか、TKC会員が中小企業の経営改善支援を行う際に、インターネットを通じて『TKC経営指標』を閲覧できるよう、TKCグループホームページへ「BAST閲覧サービス」を開設しました。また、TKC全国会の提携金融機関にも本サービスを利用できるようIDを発行しています。

(4) 「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

① 『記帳適時性証明書』の提供

当社では、TKC会員が作成する決算書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として、平成21年9月より『記帳適時性証明書』（「会計帳簿作成の適時性（会社法第432条）と電子申告に関する証明書」）を発行しています。この証明書のポイントは、過去の仕訳及び勘定科目残高の遡及処理（追加・訂正・削除）を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を活かしたものであり、TKC会員が毎月、関与先企業に出向いて正し

い会計記帳を指導（巡回監査）しながら、月次決算、確定決算並びに電子申告に至るまでのすべての業務プロセスを適時に完了したことを株式会社TKCが第三者として証明するものです。

金融機関においては、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正により、貸出先である中小企業に対して「経営改善計画」の策定支援や経営相談・指導、その後の継続的な「モニタリング」といったコンサルティング機能を発揮することが求められています。そのため、こうしたコンサルティングの基礎資料となる会計帳簿が、TKC会員による巡回監査での指導のもとで適時に作成され、月次決算が行われていることを客観的に証明する『記帳適時性証明書』に対して金融機関からの注目が高まっています。

(5) 「会計事務所の業務品質と経営効率の向上を図る」ための活動

① 「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）」の利用促進

税理士事務所においては、月次巡回監査の完全実施や税理士法第33条の2に規定する書面添付の実践等に加えて、税理士法第41条（業務処理簿の作成）及び税理士法第41条の2（使用人等に対する監督義務）を遵守するための事務所体制の構築がこれまで以上に求められています。このため、当社では会員事務所のICT利用環境の整備により、業務の統合化とペーパーレス化、PDCAの推進による生産性と業務品質の向上、業務処理簿の自動作成や使用人等に対する監督義務の履行支援を目的とするOMSの利用を促進しました。

また、平成24年1月5日からは「OMS用TISCバックアップサービス」の提供を開始しました。これはOMSのサーバに格納されているデータを、イントラネット（VPN回線）を通じて最高度のデータ・セキュリティ体制を備えたTKCのデータセンター（TISC）に毎日バックアップするサービスです。これにより会員事務所が万が一、火災や自然災害等に見舞われた場合でも、業務を維持・継続させるために必要なデータの安全性を確保することが可能となります。OMS用TISCバックアップサービスは、平成24年9月30日現在で2,383事務所からお申し込みをいただいています。

② 「税務情報システム（TPSシリーズ）」の提供

本年度の所得税や法人税の税務処理は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」（改正震災特例法）の施行

に加え、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（復興財源確保法）に伴う復興特別法人税や復興特別所得税の創設などにより、これまで以上に複雑な判断が求められました。当社では、こうした複雑な判断を要求される会員事務所を支援するため、他社に先駆けて「復興特別法人税申告書の自動作成機能」をTPSシリーズへ搭載したほか、復興特別所得税の入力ミスをチェックする機能や寄附金控除の自動判定機能などをタイムリーに提供し、利用会員事務所から高い評価をいただきました。

(6) 未入会税理士へのTKC全国会入会促進活動

当社では、TKC全国会ニューメンバーズ・サービス委員会の指導のもとで、「TKC会員1万事務所超」を目指して未入会税理士への入会促進活動を展開しています。平成23年11月に行ったTKCニューメンバーズフォーラム2011 in 東京においては、過去最大となる159名の未入会税理士に参加いただきました。また、平成24年2月と7月に実施した会計事務所経営セミナー2012へは495名（2月：222名、7月：273名）に参加いただき、これらの成果として新たに255名にTKC全国会へ入会いただきました（平成23年9月30日現在の会員数に対して150名の増加）。

(7) 「TKCの新しい経営戦略2020」

当社は、平成32年を目標年次とする事業戦略「TKCの新しい経営戦略2020」に基づき、TKC会員事務所のさらなる発展を支援するための活動を展開しています。

① 関与先の拡大支援

1) 小規模企業の増加への対応

『平成21年経済センサス基礎調査』（総務省）によれば、わが国の法人企業約178万7,000社（非農林漁業）のうち、10人未満の小規模企業は約136万3,000社と全法人の76.3%を占めています。また国税庁の「売上階級の法人数の推移」では、売上規模の低い階級の企業数は年々増加する一方で、上位の売上階級の企業数は減少に転じています。

このような現状を踏まえ、当社では年商1億円突破を目標とするような小規模企業向けに会計・給与・請求をワン・パッケージとしたシステム「e21まいスター」を平成24年4月2日から提供しました。また、本システムには小規模企業にとって利用価値が高い、経営に役立つ機能（玉手箱機能）も搭載しています。

平成24年4月～5月に全国約300会場で開催した発表説明会には、7,796名のTKC会員及びTKC会員事務所の職員に参加いただくなどe21まいスターへの関心は高く、平成24年9月30日現在で当初目標（2,979社）を大きく上回る7,117社に採用されました。

2) 中堅・大企業市場における関与先拡大支援

上場企業を中心とする中堅・大企業市場においては、歴史的な円高や国内需要の縮小、あるいは新興国需要の拡大などの諸問題が相まって、製造業を中心に海外へ製造・研究開発拠点を移転する企業が増えています。このことは企業グループが国内にかかえる子法人や製造拠点・営業所等の業績にも影響を及ぼすことから、組織再編や欠損金の有効活用といった視点で連結納税制度適用の動きも活発となっており、その裾野はいまや中堅・大企業から中小企業へと拡大しています。

一方、会計分野においては平成23年6月以降、金融庁・企業会計審議会がIFRS適用の是非の判断を先送りしているにもかかわらず、任意適用を表明あるいは適用を視野に入れ決算月の変更を行う企業は漸増傾向にあります。また、事業のグローバル化を背景に企業の競争力強化が欠かせなくなったいま、経営強化を図るためグループ全体を見据えた予算管理や管理会計へのニーズも高まってきました。こうしたことを背景に、中堅・大企業ではできるだけコストや手間をかけずに適法・適正な会計処理と税務申告を行える業務システムへの関心が高まっています。

当社では中堅・大企業向けに「TKC連結グループソリューション」（連結会計システム「eCA-DRIVER」、連結納税システム「eConsolITax」、税効果会計システム「eTaxEffect」、法人電子申告システム「ASP1000R」、統合型会計情報システム「FX5」）を開発・提供し、平成24年9月30日現在で1,800企業グループ（合計9,000社）に利用されています。また、これらのシステムを利用する企業担当者が相談できる身近な専門家としてTKC会員を紹介することで、子会社の税務顧問に就任するTKC会員も増えており、この活動が事業目的に掲げる「会計事務所の職域防衛と運命打開」に役立つものとなっています。

当期においては、TKC全国会中堅・大企業支援研究会（平成24年9月30日現

在の会員数は1,019名）と連携して中堅・大企業を対象に税務や会計に関する各種セミナーを開催したほか、TKC連結グループソリューションの強化・拡充に努めました。

3) 「TKCグループホームページ」を利用した関与先拡大支援

TKC全国会と株式会社TKC共通のホームページ（<http://www.tkc.jp/>）に「税理士ご紹介コーナー」を設置し、TKC会員の関与先拡大を支援しています。当期においては、コンテンツの充実をなお一層図るとともに、税理士を探す企業経営者を対象とした広告活動の展開、TKC会員のホームページの作成・運用を支援する「TKC会員事務所向けホームページ毎月更新サービス」を強化しました。

4) TKC全国会研究会への支援活動

TKC全国会では、公益法人、社会福祉法人、病院・診療所など（以下、非営利法人等）個々の分野の会計と税務に精通したTKC会員による研究会を組織し、TKC会員による非営利法人等の経営改善に向けた活動を支援しています。なかでも、社会福祉法人においては平成24年度より新「社会福祉法人会計基準」が施行されたことから、TKC全国会社会福祉法人経営研究会では「社福研新会計基準対策プロジェクト」を組織し、TKC会員向け研修会や社会福祉法人向けセミナーの開催など積極的な活動を展開しています。また、小規模社会福祉法人に特化した財務会計システム「TKC社会福祉法人会計データベース」に加え、中・大規模社会福祉法人向けの「FX4クラウド（社会福祉法人会計用）」を平成24年3月30日から提供を開始し、平成24年9月30日現在で176法人に採用されています。

② 優良関与先の離脱防止

年商5～50億円規模の中堅企業向けの自計化システムである「FX4クラウド」の利用企業数は、平成24年9月30日現在で1,177社（旧来版FX4と合わせると2,398社）となりました。このシステムは、TKC会員事務所の優良中堅関与先の離脱防止を支援することを目指して提供しているものです。なお、平成24年7月1日には「FX4クラウドを活用した会計事務所のビジネスモデルの確立」を目的として、新たにTKC全国会中堅企業自計化推進プロジェクトも発足しました。

当期においては、当社システムの特長の一つである記帳適時性証明書を、F X 4クラウドでも提供できるようにするなど、会計事務所業務との親和性を高める機能強化を図りました。また、平成24年6月から7月には全国10都市で「導入事例発表セミナー」を開催し、TKC会員と企業側担当者を合わせて900名超が参加しています。

③ TKC会員事務所の経営承継を支援

税理士業界全体の高齢化が進むなかで、経営承継はTKC会員事務所においても避けて通れない問題であることから、当社では「TKC会員事務所承継支援室」を設置し、TKC全国会総務委員会の指導のもとで、TKC会員の円滑な事業承継を支援しています。

(8) 法律情報データベースの市場拡大

法律情報データベース「LEX/DBインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開されたすべての法律分野にわたる23万6,159件（平成24年9月30日現在）の判例等を収録しています。また、LEX/DBインターネットを中核コンテンツとする総合法律情報データベース「TKCローライブラリー」には80万9,923件の文献情報、44の「専門誌等データベース」を収録し、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部など、平成24年9月30日現在で1万3,600件を超える機関に利用されています。

当期においては、法律事務所を中心とする一般市場の販売促進活動に注力しました。特にぎょうせい殿との共同販売体制強化の一環として、判例・法令・文献情報を統合したTKCローライブラリーの基本サービスセットと、平成24年4月に提供を開始した「交通事故民事裁判例集Web」「交通事故損害賠償事例データベース」の販売促進に取り組むとともに、同社と「法律事務所実務セミナー（交通事故編）」を東京・大阪で5回開催し、300名を超える弁護士が参加しました。今後、ぎょうせい殿の全国ネットワークを活かした拠点での開催を行う予定です。

一方、アカデミック市場では、学生の減少や補助金削減等により厳しい経営環境におかれている法科大学院を支援するため、コストパフォーマンスの高い「TKC法科大学院教育支援システム・ロースクールパッケージ」の継続利用の推進を図るとともに、同パッケージに含まれる学生の自学自習を支援する「基礎力確認テスト」「短答式過去問題演習トレーニング」の機能強化を行いました。加えて、平成24年6月には「論文演習

セミナー」の提供を開始し、その利用促進に注力しています。また、修了生向けサービスである「修了生サポートシステム」を平成24年度版から全面リニューアルし、機能強化とサービス拡充を図りました。これにより、法科大学院の教育側のニーズと法曹を目指す学生・修了生の利用者側のニーズを取り込んだサービスを整備し、法科大学院の法曹育成への支援体制を強化しています。

さらに、平成22年6月から開始した「TKCローライブラリー（海外版）」の代理店販売は、大韓民国の政府機関やロースクール等16機関（平成24年9月30日現在）で利用され、年々増加しています。平成24年5月からは新たに台湾司法院や法学部を擁する主要大学等でも利用が開始されるなど、今後も海外での利用拡大が見込まれています。

4. 地方公共団体事業部門の事業内容と経営成績

当社の地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

(1) 「TKC行政クラウドサービス」の開発・提供

地方公共団体向けソリューションとして、平成24年3月に、中規模団体（人口50万人程度まで）を対象とする「TKC行政クラウドサービス」の提供を開始しました。

TKC行政クラウドサービスは、住民向け・基幹系・庁内情報系の各サービスを支援する「TASKクラウドサービス（TASK.NET）」と、納税通知書などの大量一括処理を支援する「TASKアウトソーシングサービス」により構成されるものです。クラウド・コンピューティングの高い柔軟性や拡張性、安全性などの特長を最大限に活かしたTKC行政クラウドサービスの構築により、財政規模の小さい地方公共団体でも最小のコストで、最適な業務プロセスを実現できるよう支援しています。

なお、TASKクラウドサービスは平成24年3月19日から山形県真室川町殿及び栃木県那珂川町殿で本稼働するなど、平成24年9月30日現在で8団体において稼働しています。

(2) 地方税の電子申告への対応

当社では、他社に先駆けて「TASKクラウド地方税電子申告支援サービス」の提供を開始し、アライアンス・パートナー契約を結ぶ全国の地方公共団体向けシステム・ベ

ンダー41社とともに提案活動を展開しています。その結果、本サービスは平成24年9月30日現在で691団体に利用されており、そのうち530団体において地方税の電子申告の受付が実施されています。

(3) 「電子行政サービスの利用率向上」への対応

当社では、総務省殿が住民の利便性向上と住民基本台帳カードの多目的利用の一環として推進する「コンビニエンスストアにおける証明書等の交付」を実現するシステムとして、「TASKクラウド証明書コンビニ交付システム」を提供しています。これは全国の市町村を対象にクラウド方式で展開する初のサービスで、当期においては栃木県足利市殿、静岡県清水町殿及び宮城県大崎市殿で稼働を開始し、平成24年9月30日現在で合計4団体において利用されています。

(4) 法律及び制度改正等への対応

① 「地方公会計制度改革」への対応

当社では、TASKクラウド公会計システムの機能強化を図るとともに、固定資産の評価や管理、台帳整備の実務を支援する「TASKクラウド固定資産管理システム」、行政経営におけるPDCAの確立を支援する「TASKクラウド行政評価システム」(仮称)など、サブシステムの拡充に取り組んでいます。

当期においては新規提案活動に加え、当社財務会計システムの既存利用団体に対してTASKクラウド公会計システムへのリプレース提案活動を推進しました。

また、財務書類の作成において多くの市町村が「総務省方式改訂モデル」を採用している現状を踏まえ、従来の公会計制度に基づく決算統計データを取り込むだけで総務省方式改訂モデルに準拠した財務書類を作成できる「TASKクラウドかんたん財務書類システム」を提供し、平成24年9月30日現在で合計48団体に利用されています。

② 「TASKクラウド住基システム」の開発・提供

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行(平成24年7月9日)に向け、平成23年6月21日、1府6県にまたがる16市町の実務担当者が集まり「住基法改正システム研究会」を組織しました。当研究会では、総務省殿が主宰する「外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行に関する実務研究会」の成果等を踏まえ、法改正後の最適な業務プロセスを支援する汎用性の高い住基システムの検討を進めてきました。

当社では、システム研究会の研究成果をもとにTASKクラウド住基システムの改修・機能強化を進め、平成24年6月に提供を完了しました。

③ 「TASKクラウド公営企業会計システム」の開発・提供

平成26年度より地方公営企業において新会計基準が適用されることから、当社では法令で定める会計処理及び企業管理者の意思決定を支援するシステムとしてTASKクラウド公営企業会計システムを開発し、平成24年4月より提供を開始しました。

5. 印刷事業部門の事業内容と経営成績

当社の印刷事業部門は、ビジネスフォームの印刷及びデータプリントサービス(DPS)事業を軸に製造・販売を展開しています。

一段と進む企業のICT化とビジネス帳票の需要減退による受注数量の減少、大口商品の失注、顧客企業の広告・宣伝活動の減少に伴うDPSスポット商品の受注が減少するなどにより、当期における売上高は4.9%の減少となりました。

連結貸借対照表 (平成24年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	31,645	流 動 負 債	11,171
現金及び預金	22,614	買掛金	2,782
受取手形及び売掛金	5,916	短期借入金	20
リース投資資産	19	1年内返済予定の長期借入金	25
商品及び製品	318	リース債務	35
仕掛品	52	未払金	3,133
原材料及び貯蔵品	136	未払法人税等	1,644
繰延税金資産	2,245	未払消費税等	274
その他	393	賞与引当金	2,494
貸倒引当金	△ 51	その他	761
固 定 資 産	37,943	固 定 負 債	4,459
有 形 固 定 資 産	14,426	長期借入金	15
建物及び構築物	6,156	リース債務	60
機械装置及び運搬具	503	退職給付引当金	3,526
工具、器具及び備品	1,312	その他	856
土地	6,385	負 債 合 計	15,630
リース資産	68	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	1,188	株 主 資 本	53,426
ソフトウェア	976	資本金	5,700
ソフトウェア仮勘定	153	資本剰余金	5,409
その他	58	利益剰余金	42,460
投資その他の資産	22,329	自己株式	△ 143
投資有価証券	4,156	その他の包括利益累計額	△ 783
関係会社株式	119	その他有価証券評価差額金	△ 783
長期貸付金	41	新 株 予 約 権	30
繰延税金資産	3,285	少 数 株 主 持 分	1,284
長期預金	13,200	純 資 産 合 計	53,958
差入保証金	1,373	負 債 及 び 純 資 産 合 計	69,588
長期リース投資資産	4		
その他	162		
貸倒引当金	△ 13		
資 産 合 計	69,588		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成23年10月1日から平成24年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		53,387
売 上 原 価		19,902
売 上 総 利 益		33,485
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		27,262
営 業 利 益		6,222
営 業 外 収 益		
受取利息	33	
受取配当金	97	
受取地代家賃	35	
持分法による投資利益	13	
その他	47	227
営 業 外 費 用		
支払利息	3	
貸倒引当金繰入額	13	
その他	1	19
経 常 利 益		6,431
特 別 利 益		
段階取得に係る差益	7	7
特 別 損 失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	29	
減損損失	44	
投資有価証券売却損	35	
投資有価証券評価損	63	173
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,265
法人税、住民税及び事業税	2,889	
法人税等調整額	249	3,139
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		3,126
少 数 株 主 利 益		13
当 期 純 利 益		3,112

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成23年10月1日から平成24年9月30日まで)

(単位：百万円)

株主資本		その他の包括利益累計額合計	
資本金		当期首残高	△ 887
当期首残高	5,700	当期変動額	
当期末残高	5,700	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	103
資本剰余金		当期変動額合計	103
当期首残高	5,409	当期末残高	△ 783
当期末残高	5,409	新株予約権	
利益剰余金		当期首残高	-
当期首残高	40,522	当期変動額	
当期変動額		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	30
剰余金の配当	△ 1,174	当期変動額合計	30
当期純利益	3,112	当期末残高	30
当期変動額合計	1,938	少数株主持分	
当期末残高	42,460	当期首残高	1,240
自己株式		当期変動額	
当期首残高	△ 38	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	43
当期変動額		当期変動額合計	43
自己株式の取得	△ 104	当期末残高	1,284
当期変動額合計	△ 104	純資産合計	
当期末残高	△ 143	当期首残高	51,945
株主資本合計		当期変動額	
当期首残高	51,592	剰余金の配当	△ 1,174
当期変動額		当期純利益	3,112
剰余金の配当	△ 1,174	自己株式の取得	△ 104
当期純利益	3,112	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	178
自己株式の取得	△ 104	当期変動額合計	2,012
当期変動額合計	1,833	当期末残高	53,958
当期末残高	53,426		
その他の包括利益累計額			
その他の有価証券評価差額金			
当期首残高	△ 887		
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	103		
当期変動額合計	103		
当期末残高	△ 783		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

(2) 連結子会社の名称

東京ラインプリンタ印刷株式会社

株式会社スカイコム

T K C 保安サービス株式会社

子会社は全て連結の範囲に含めております。

なお、前連結会計年度において持分法適用関連会社でありました株式会社スカイコムは、株式の追加取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 1社

(2) 持分法適用関連会社の名称

株式会社 T K C 出版

なお、株式会社スカイコムは、当連結会計年度より連結の範囲に含まれたため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

a. 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

1) 商品・原材料

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2) 製品

進捗度を加味した売価還元法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3) 仕掛品

進捗度を加味した売価還元法又は個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

4) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

1) ソフトウェア

a. 市場販売目的のソフトウェア

将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間(3年以内)による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却

b. 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間を5年とする定額法

- 2) その他
定額法
- ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、その発生連結会計年度の費用として処理しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
受注制作のソフトウェア（ソフトウェアの開発契約）に係る収益及び売上原価の計上基準
- ①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト
……………工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ②その他のプロジェクト……………工事完成基準
- (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ①消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。
- ②連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

II 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 20,230百万円

III 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	26,731	-	-	26,731
合計	26,731	-	-	26,731
自己株式				
普通株式(注)	20	60	-	80
合計	20	60	-	80

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加60千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加60千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年12月22日 定時株主総会	普通株式	587	22	平成23年9月30日	平成23年12月26日
平成24年5月10日 取締役会	普通株式	586	22	平成24年3月31日	平成24年6月18日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年12月21日 定時株主総会	普通株式	586	利益剰余金	22	平成24年9月30日	平成24年12月25日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 27,000株

IV 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

会社概要

1. 商号 株式会社TKC
2. 英文社名 TKC Corporation
3. 本店所在地 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
4. 設立年月日 昭和41年10月22日
5. 資本金 57億円
6. 発行済株式の総数 26,731,033株
7. 従業員数 連結：2,558名／個別：2,266名
8. ホームページアドレス <http://www.tkc.co.jp/>
9. 主要な事業所

栃木本社（本店）	栃木県宇都宮市
東京本社	東京都新宿区
システム開発研究所	栃木県宇都宮市
インターネット・サービスセンター	栃木県宇都宮市近郊
統合情報センター（9拠点）	北海道 東北 栃木 東京 中部 関西 中四国 九州 沖縄
	北海道札幌市 宮城県仙台市 栃木県宇都宮市 東京都練馬区 愛知県春日井市 大阪府茨木市 岡山県岡山市 福岡県古賀市 沖縄県那覇市
統括センター（7拠点）	北日本 関東信越 首都圏 東海北陸 近畿 中四国 九州
	宮城県仙台市 栃木県宇都宮市 東京都新宿区 愛知県名古屋市 大阪府大阪市 岡山県岡山市 福岡県福岡市
SCGサービスセンター（56拠点）	
地方公共団体事業部地域営業所（11拠点）	
サプライ事業部支社（8拠点）	

10. 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東京ラインプリンタ印刷株式会社	100百万円	55.0%	印刷業、電子計算機用連続帳票等の製造・販売
TKC保安サービス株式会社	10百万円	100%	警備・営繕及び清掃業務
株式会社スカイコム	403百万円	89.8%	ソフトウェア・プロダクトの開発・販売

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	22,614	22,614	-
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	5,916 △51		
	5,864	5,864	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	3,344	3,344	-
(4) 長期預金	13,200	13,196	△3
資産計	45,023	45,020	△3
(1) 買掛金	2,782	2,782	-
(2) 未払金	3,133	3,133	-
負債計	5,915	5,915	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

- 資産
- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。
- (4) 長期預金
これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価評価により算定しております。
- 負債
- (1) 買掛金、(2) 未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (注) 2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額811百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額119百万円）は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産の「(3) 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

V 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,975円33銭
2. 1株当たり当期純利益 116円66銭

VI 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

役員 の 状 況

代表取締役会長	飯 角	塚 真	玄 幸
代表取締役社長	岩 田	森 幹	仁 雄
代表取締役副社長	黒 島	香 智	修 之
取 締 役	浅 飯	真 正	規 夫
取 締 役	湯 飛	澤 鷹	お 聡
取 締 役	魚 谷	仁 保	し 司
社 外 取 締 役	齋 藤	保 敏	ゆ き 幸 明
常 勤 監 査 役	櫻 堺	とし 利	あ き ひ こ 彦 彦
常 勤 監 査 役	なが 永	とし 智	ひ こ ひ こ 彦 彦
社 外 監 査 役	たか 高	よし 良	き 樹

株 主 MEMO

1. 事業年度 毎年10月1日から翌年9月30日まで
2. 定時株主総会 毎年12月に開催します。
3. 単元株式数 100株
4. 基準日 (1)定時株主総会・期末配当基準日
毎年9月30日
(2)中間配当基準日
毎年3月31日
5. 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
6. 郵便物送付先・電話照会先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号：0120-232-711（フリーダイヤル）
7. 事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
8. 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について 株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社にて口座がないため特別口座が開設されました株主様におかれましては、特別口座の管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。 電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）
9. 買取・買増の手数料 以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数又は買い増した単元未満株式の数で按分した金額（算式）
1株当たりの買取価格又は1株当たりの買増価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち
100万円以下の金額につき 1.150%
100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900%
（注）1単元当たりの算定額が2,500円に満たない場合は、2,500円とする。
10. 未払配当金の支払いについて 三菱UFJ信託銀行株式会社（上記6. 郵便物送付先・電話照会先）にお申出ください。
11. 配当金計算書について 配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。確定申告をなされる株主様は大切に保管ください。
ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。
12. 株主様のご住所・お名前前に使用する文字に関するご案内 株券電子化に伴い、株主様のご住所・お名前の文字に、株式会社証券保管振替機構（ほふり）が振替制度で指定していない漢字等が含まれている場合は、その全部又は一部をほふりが指定した文字又はカタカナに変換して、株主名簿にご登録いたしております。このため、株主様にご送付する通知物の宛先が、ほふりが指定した文字に置換えられる場合がありますのでご了承ください。
なお、株主様のご住所・お名前として登録されている文字については、お取引の証券会社等にお問い合わせください。